

議第250号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松 井 孝 治

相 手 方	京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階 株式会社都食堂 京都市中京区壬生土居ノ内町12番地の2 株式会社ステッグ・コム なお、本件訴訟の係属中に、必要に応じ、以下の者を相手方とすることがある。 京都市中京区一之船入町376番地 クロトビル5階 一般社団法人都食堂
事 件 の 種 類	動産の除去並びに土地及び建物の明渡しの請求
	相手方株式会社都食堂は、京都市美術館付属棟（以下「本件建物」という。）のレストラン事業（以下「本件事業」という。）の運営事業者として選定された者である。また、相手方株式会社ステッグ・コム（以下「ステッグ・コム」という。）は、相手方株式会社都食堂により、本件建物の耐震改修工事等の施工者として選定された者である。 相手方ステッグ・コムは、耐震改修工事等を実施するために、本件建物及び本件建物が存する土地（以下「本件土地等」という。）の一部に足場等（以下「本件足場等」という。）を設置した。 令和4年5月、耐震改修工事等は完了したが、相手方株式会社都食堂が本件事業のための工事を実施する予定であったことから、相手方ステッグ・コムは、本件足場等を残置した。

事 件 の 内 容	令和5年4月、相手方株式会社都食堂は、本市に対し、本件事業の実施主体を相手方一般社団法人都食堂に変更することの承認を求め、本市はこれを承認した。 本市は、相手方一般社団法人都食堂が、本件事業を実施するために必要な手続等を行わないことから、本件事業を完遂することは困難であるとして、令和7年5月、本件事業の運営事業者としての選定を取り消した。 その後、本市は、相手方株式会社都食堂及び相手方ステッグ・コム（以下「相手方ら」という。）に対し、本件足場等の除去及び本件土地等の明渡しを請求したが、相手方らは、これに応じようとしな い。 そこで、相手方らに対し、本件足場等の除去及び本件土地等の明渡しを求める訴えを提起しようとするものである。
------------------	--

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。